

令和 7 年度
港区内部統制評価報告書審査意見書

令和 8 年 8 月

港 区 監 査 委 員

8 港 監 第 4 7 9 号
令和 8 年 8 月 2 5 日

港 区 長 清 家 愛 様

港区監査委員 徳 重 寛 之

同 湯 川 康 生

同 二 島 豊 司

同 砂 川 佳 子

令和 7 年度港区内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 0 条第 5 項の規定に基づき、令和 7 年度港区内部統制評価報告書を審査した結果、別紙のとおり意見を付する。

令和7年度港区内部統制評価報告書審査意見

第1 審査の対象

「令和7年度港区内部統制評価報告書」(以下「報告書」という。)

第2 審査の着眼点

監査委員による報告書の審査は、港区長が作成した報告書について、港区長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかの観点から検討を行い審査した。

第3 審査の実施内容

報告書について、港区長から報告を受け、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省)の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。

第4 審査の結果

報告書について、上記のとおり審査したところ、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

第5 意見

令和6年度包括外部監査での意見を踏まえ、令和7年度から「港区内部統制基本方針」に意図的な不正リスクへの対応姿勢を明記したことは、職員の意識向上に資するとともに、違法行為や不適正な事務処理による区民からの信頼失墜を防ぐ観点からも、不正及び誤謬を未然に防止する取組として評価できる。

また、全庁的な内部統制の評価における有効性の評価の不備ありの評価基準、重大な不備の判断基準並びに各課の自己評価における評価項目、重大な不備の判断基準等を具体化したことは、内部統制の実効性と判断の明確化を図る取組として評価できる。

令和7年度の各課の自己評価については、内部統制評価部局が評価、検証を行った結果、不備があった件数が前年度の38件から26件へ減少し、特に財務に関する事務では17件から7件へと改善がみられる。一方、個人情報の取扱いに関する事務の不備は19件あり、委託事業者や指定管理者のメールの誤送信等が発生するなどの事例も見受けられることから、引き続き、誤発送、誤配付、誤送信及び漏えいの防止に重点的に取り組む必要がある。

各課における予防策が形式的な取組にとどまることのないよう、内部統制推進部局においては、その実効性を継続的に検証するとともに、デジタル技術の活用も含めた再発防止策の充実をはかり、適正な事務執行の確保、内部統制制度の実効性向上及び不適正事務の再発防止に努められたい。とりわけ、内部統制制度導入後も定期監査において同様の指摘や意見事項が毎年見受けられることから、措置内容の実施状況を継続的にモニタリングし、その結果を全庁にフィードバックするなど、内部統制評価が実際の事務の適正化に確実につながるよう、一層の内部統制の強化に期待する。